

伐採及び伐採後の造林の届出制度のお知らせ

森林を伐採・開発しようとするときは、森林法第10条の8の規定により、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」、伐採及び伐採後の造林を行った場合には事後に「伐採に係る森林の状況報告書」、「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が必要です。

※間伐する場合には「伐採に係る森林の状況報告書」及び「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出は不要です。

※伐採後に森林以外に転用する場合には「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出は不要です。

Q. 届出・報告の対象となる森林は？

対象となる森林は、地域森林計画の対象となっている民有林です。地域森林計画対象森林は岐阜県HP「ぎふ ふおれナビ」で確認することができます。

(岐阜県HP「ぎふ ふおれナビ」⇒ <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2264.html>)

なお、保安林の伐採や林地開発を行う場合は、手続きが異なりますのでご注意ください。

Q. 誰が提出するの？

1. 届出書

- 「伐採及び伐採後の造林の届出書」は、森林所有者もしくは伐採をする(権原を有する)者が提出します。伐採をする(権原を有する)者と造林をする(権原を有する)者が異なる場合は連名で提出します。

2. 状況報告書

- 「伐採に係る森林の状況報告書」は、伐採をする(権原を有する)者が提出します。
- 「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」は造林をする(権原を有する)者が提出します。

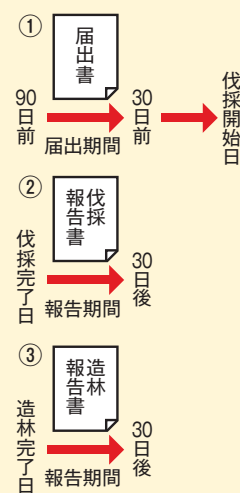
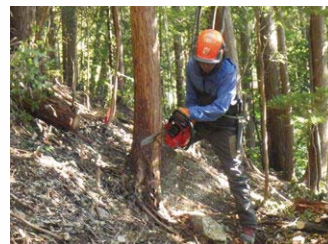
Q. いつ、どこへ提出するの？

- ①伐採及び伐採後の造林の届出書：伐採を開始する90日から30日前まで
 - ②伐採に係る森林の状況報告書：伐採を完了した日から30日以内
 - ③伐採後の造林に係る森林の状況報告書：造林を完了した日から30日以内
- ※対象森林の所在する市町村に提出します。

Q. 添付書類は？

- (1)森林の位置図・区域図
- (2)届出者の確認書類
- (3)他法令の許認可関係書類
- (4)土地の登記事項証明書等
- (5)伐採の権原確認書類
- (6)隣接森林との境界関係書類
- (7)市町村長が必要と認める書類

書類の添付は義務となりますので、該当する場合には、必ず添付をお願いします。詳しい内容については、林野庁のHPをご覧ください。



伐採旗設置制度のお知らせ

皆伐（普通林は1ha以上）を行う場合は、伐採旗を設置してください。

Q. 制度の目的は？

合法伐採を行う目印として伐採旗を設置し、合法伐採箇所の判別を容易にすることで、違法伐採の防止を図るとともに環境に配慮した伐採を進めます。

Q. 制度の概要は？

下記の伐採を行う現場に伐採者が伐採旗を設置します。

種 類	普 通 林	保 安 林
旗の設置対象	1ha以上の皆伐	全ての皆伐
設置する旗	伐採届出旗	伐採許可旗
旗の交付者	市町村	県(農林事務所)
設 置 期 間	伐採開始日～造林完了まで	伐採開始日～伐採終了まで



相続登記の義務化のお知らせ

令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます。

あなたがお持ちの森林の土地の相続登記はお済みですか？

- 令和6年4月から、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請を行うことが義務になります。
- 法施行より前に相続した不動産も義務化の対象です。
- 新たに設けられる「相続人申告登記制度」により、早期に遺産分割をすることが困難な場合には、申請義務を簡易に履行することができるようになります。

お問い合わせ先

制度や手続きの詳細については、法務省Webサイトをご覧ください。
相続登記の義務化の詳細について(法務省Webサイト)⇒



●詳しい内容を知りたい方は TEL 058-272-8471 林政課森林計画係まで